

## ■ 県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会

### 県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会設置要領

#### (趣旨)

- 第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄現場からの周辺への影響を把握するための生物を指標としたモニタリングについて、必要な検討・評価等を行うため、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置する。

#### (所掌)

- 第2 評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 生物モニタリング手法の検討
  - (2) 生物モニタリング調査結果の評価
  - (3) 評価結果の公表
  - (4) その他必要な事項

#### (組織)

- 第3 評価委員会は、委員をもって組織する。
- 2 委員は、知事が委嘱する

#### (会長及び副会長)

- 第4 評価委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選による。
  - 3 副会長は、会長が選任する。
  - 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

- 第5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

#### (会議)

- 第6 評価委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 評価委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 評価委員会の庶務は、青森県特別対策局県境再生対策室において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成16年6月1日から施行する。

委員名簿

区 分	所 属 ・ 職	氏 名
学識経験者 (環境影響評価)	青森県自然保護の会会長	奈良 典明
学識経験者(小動物)	弘前大学 農学生命科学部教授	小原 良孝
学識経験者 (底生生物・甲殻類)	弘前大学教育学部教授	大高 明史
学識経験者 (淡水魚・生態工学)	弘前大学 農学生命科学部助教授	東 信行
学識経験者 (生物関係地元研究者)	NPO法人コウモリの保護を考 える会 理事長	向山 満